

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

31

### 規則

- 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部制度企画課）……………二
- 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………二
- 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則……………（総務局行政部振興企画課）……………二
- 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則……………（同）……………三
- 住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………三
- 東京都私立学校教育助成条例施行規則の一部を改正する規則……………（生活文化局私学部私学振興課）……………三
- 東京都体育施設条例施行規則の一部を改正する規則……………（オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部調整課）……………四
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（環境局地球環境エネルギー部総量削減課）……………四
- 東京都後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局保健政策部国民健康保険課）……………四
- 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局高齢社会対策部介護保険課）……………四
- 東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予

防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………二

○東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例附則ただし書の東京都規則で定める日を定める規則……………（同）……………二

○東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局高齢社会対策部施設支援課）……………二

○東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………三

○東京都養護老人ホーム条例施行規則を廃止する規則……………（同）……………三

○東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局障害者施策推進部計画課）……………三

○東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局障害者施策推進部居住支援課）……………四

○東京都障害者支援施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………五

○東京都立療育医療センター条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………五

○東京都立多摩療育園条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………六

○東京都立重症重度心身障害児者施設条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………六

○東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局障害者施策推進部精神保健・医療課）……………六

○東京都動物用医薬品及び再生医療等製品の販売業並びに動物用高度管理医療機器等の販売業又は貸与業に係る申請手続等に関する規則の一部を改正する規則……………（産業労働局農林水産部食料安全課）……………七

○東京都中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則……………（中央卸売市場管理部総務課）……………八

○東京都霊園条例施行規則の一部を改正する規則……………（建設局公園緑地部公園課）……………九

○東京都葬儀所条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………一〇

○東京都海上公園条例施行規則の一部を改正する規則……………（港湾局臨海開発部海上公園課）……………三

○特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（東京消防庁企画調整部企画課）……………三

○学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………三

### 規則（教）

○学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………三

○東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………三

規則(公)

○歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………三

規則

東京都職員の特務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第九号

東京都職員の特務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都職員の特務勤務手当に関する条例施行規則(平成九年東京都規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

別表4の部(3)の項中「福祉保健局障害者施策推進部精神保健・医療課」を「福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課」に改め、同表9の部(1)の項ウを削り、同項エ中「からウまで」を「及びイ」に改め、同項エを同項ウとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前にこの規則による改正前の東京都職員の特務勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

(二暦日にわたる勤務の取扱い)

3 この規則による改正後の東京都職員の特務勤務手当に関する条例施行規則の規定は、二暦日にわたる勤務にあつては、施行日以後に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

警視庁職員の特務勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第一百号

警視庁職員の特務勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

警視庁職員の特務勤務手当に関する条例施行規則(平成九年東京都規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

別表1の部(1)の項イ中「交通捜査課」の下に「、駐車対策課」を加え、同表11の部(2)及び(3)の項中「交通捜査課」の下に「、捜査第一課」を加える。

附則

1 この規則は、平成二十八年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の警視庁職員の特務勤務手当に関する条例施行規則の規定は、二暦日にわたる勤務にあつては、施行日以後に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第一百一号

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処

理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則（平成十二年東京都規則第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表十七の二の項中「三十五の三の項へ」を「三十五の三の項ホ」に改め、同項中ロを削り、ハをロとし、ロの次に次のように加える。

ハ 規則第十条第三項の規定により知事が発行した幼保連携型認定こども園廃止

（休止）認可書の交付

第二条の表十七の二の項二を削る。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百十二号

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則（平成十二年東京都規則第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表十二の項中「二十八の項ヲ」を「二十八の項ル」に改め、同項中ロを削り、ハをロとし、ロの次に次のように加える。

ハ 規則第十条第三項の規定により知事が発行した幼保連携型認定こども園廃止

（休止）認可書の交付

第二条の表十二の項二を削る。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百十三号

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例施行規則（平成十九年東京都規則第百二十号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項から第五項までを次のように改める。

3から5まで 削除

第六条を削る。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都私立学校教育助成条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百十四号

東京都私立学校教育助成条例施行規則の一部を改正する規則

東京都私立学校教育助成条例施行規則（昭和五十三年東京都規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加える。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都体育施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百十五号

東京都体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

別表二駒沢オリンピック公園総合運動場の部弓道場の項中「午後五時」を「午後九時」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百十六号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第二条第一項第十五号」を「第二条第一項第六号」に改める。

第四条の二第二項中「前の年度」の下に「を含み、条例第五条の十八の規定により削減義務期間の終了年度が変更された事業所を区域に含む事業所」にあっては当該変更され

た終了年度以前の年度」を加える。

第四条の七第一項に次のただし書を加える。

ただし、同項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があった日から三十日以内に、次に掲げる行為を行う場合にあつては、当該行為において知事に提出する書類に、当該変更のあつた旨及び当該変更の内容を記載することにより、当該各号の規定による変更の届出に代えることができる。

一 条例第五条の八の二第二項の規定による申請

二 条例第五条の十第一項の規定による届出

三 条例第五条の十三第三項の規定による申請

四 条例第五条の十四第一項の規定による申請

五 条例第五条の十五第一項の規定による申請

六 条例第六条の規定による届出

第四条の八第一項中「、同号のいずれかに該当することを証する書類（第一号又は次項第二号に該当する場合を除き、届出の前年度の特定温室効果ガス年度排出量について登録検証機関による検証の結果を含む。）を添えて」を「より」に改め、同項第一号中「経過した日」の下に「（当該廃止又は休止が、当該廃止又は休止の日の属する年度の四月一日から八月末日までの間に行われた場合にあつては、当該年度の九月末日）」を加え、同項第二号中「に該当した年度」を「の規模の縮小があつた年度の翌年度」に改め、同項第三号中「に該当した年度」を「の期間の最後の年度の翌年度」に改め、同条第四項中「第五条の十第二項」を「第五条の十第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。  
2 前項の指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書には、条例第五条の十第一項各号のいずれかに該当することを証する書類及び当該各号の規定による前項の届出の日（同項第一号に該当する場合にあつては、同号の廃止又は休止の日）の属する年度の前年度の特定期間温室効果ガス年度排出量についての登録検証機関による検証の結果を添付しなければならない。ただし、次項第二号に該当する場合又は条例第五条の八第二項若しくは条例第六条の規定により当該検証の結果を既に知事に提出している場合にあつては、当該検証の結果を添付することを要しない。

第四条の十一第二号中「を行った」を「が行われた」に改める。

第四条の十四第二項中「第二条第一項第六号」を「第二十七条の十九第一項」に、「特定電気事業者が」を「登録特定送配電事業者であつて、同法第二条第一項第十四号に規定する発電事業を営む者（以下この項において「特定事業者」という。）が」に、「当該特定電気事業者」を「当該特定事業者」に改める。

第四条の二十一の三の次に次の一条を加える。

(指定管理口座の開設等の通知)

第四条の二十一の三の二 条例第五条の二十一第一項の規定による通知は、別記第一号様式の三による指定地球温暖化対策事業所指定通知書により行うものとする。

2 条例第五条の二十一第二項の規定による通知は、第四条の二十一の十九第二項の口座簿利用者番号等通知書により行うものとする。

第四条の二十一の四の見出しを「(一般管理口座の開設)」に改め、同条第一項中

「第五条の二十一第二項」を「第五条の二十一第四項」に改め、同条第二項中「第五条の二十一第三項」を「第五条の二十一第五項」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「(一般管理口座の場合に限る。）」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号を削り、同項第五号イ中「又は口座管理者」を削り、同号を同項第三号とし、同項第六号中「(一般管理口座の場合に限る。）」を削り、同号を同項第四号とし、同項第七号中「一般管理口座の場合であつて、」を削り、同号を同項第五号とし、

同条第三項中「第五条の二十一第三項」を「第五条の二十一第五項」に、「指定管理口座の開設にあつては別記第一号様式の十八の二の甲による指定管理口座開設申請書により、一般管理口座の開設にあつては別記第一号様式の十八の二の乙」を「別記第一号様式の十八の二」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「第五条の二十一第五項及び前項」を「第五条の二十一第七項」に、「管理口座開設通知書」を「一般管理口座開設通知書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第五条の二十一第六項」を「第五条の二十一第八項」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とし、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第五条の二十一第六項」を「第五条の二十一第八項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該変更後、遅滞なく、条例第五条の二十一の二第二項又は第五条の二十一第二項若しくは第五項の規定による申請を行う場合にあつては、当該申請において知事に提出する書類に、当該変更のあつた旨及び当該変更の内容を記載することにより、当該変更の届出を行うことができる。

第四条の二十一の四中第八項を第六項とする。

第四条の二十一の五第一項第一号を削り、同項第二号中「第五条の二十一第六項」を「第五条の二十一第八項」に改め、同号を同項第一号とし、同項中第三号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条第五項中「、条例第五条の二十一第五項並びにこの規則

第四条の二十一の四第五項」及び「、第四条の二十一の十一第二項」を削る。

第四条の二十一の六第一項中「第五条の十第三項」に改め、「ときは」の下に「、当該取消しの日の翌日から起算して三十日を経過した日に」を加え、同条第四項中「管理口座を」を「一般管理口座を」に、「管理口座廃止通知書」を「一般管理口座廃止通知書」に、「管理口座の」を「一般管理口座の」に改める。

第四条の二十一の八に次の一項を加える。

5 条例第五条の二十二第五項の規定による振替可能削減量の義務充当の申請又は同条

第六項の規定によるその他ガス削減量の義務充当の申請は、当該義務充当に係る特定地球温暖化対策事業所の削減義務期間終了後の第四条の九第一項に規定する日(第四条の二十一の十一の二において「義務履行期限日」という。)の三十日前の日(同条

において「義務充当申請期限日」という。)までに行わなければならない。

第四条の二十一の十一第一項中「の第四条の九に規定する日までに、当該特定地球温

暖化対策事業所に係る指定管理口座の口座名義人から条例第五条の二十二第四項の規定による振替可能削減量(超過削減量に限る。)の発行の申請がなかったを、「当該削減義務期間に係る条例第五条の十三第一項又は第二項の規定による基準排出量の決定、

条例第五条の十四第二項の規定による基準排出量の変更、条例第五条の十五第二項の規定による削減義務率の減少、条例第五条の十七の規定による削減義務量の減少及び条例

第六条の規定による地球温暖化対策計画書の提出の手続が完了したことを認めた」に、「同条第一項」を「条例第五条の二十二第一項」に、「当該指定管理口座」を「当該特定地球温暖化対策事業所に係る指定管理口座」に、「ことができる」を「ものとする」

に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（知事による振替可能削減量等の義務充当）

第四条の二十一の十一の二 知事は、一般管理口座から指定管理口座への振替を行った振替可能削減量について、条例第五条の二十二第一項の規定により、当該振替後、遅滞なく、自ら義務充当を行うものとする。

2 知事は、義務充当申請期限日の翌日において、当該義務充当に係る特定地球温暖化対策事業所における算定排出削減量が削減義務量未満であると認めるときは、義務履行期限日までに、当該算定排出削減量が削減義務量に不足する量について、条例第五条の二十二第一項の規定により、当該特定地球温暖化対策事業所に係る指定管理口座に記録されている振替可能削減量等の義務充当を行うものとする。

3 義務充当が行われた振替可能削減量等（平成二十年度又は平成二十一年度が当該振替可能削減量等の算定の対象となる年度であるその他削減量を除く。）のうち、当該振替可能削減量等の算定の対象となる年度の属する削減計画期間に係る算定排出削減量の算定に用いる必要のない量については、当該削減計画期間の次の削減計画期間における当該義務充当に係る特定地球温暖化対策事業所の算定排出削減量の算定に用いるものとする。

第四条の二十一の十二第五項中「別記第一号様式の十八の十四」を「別記第一号様式の十八の十三」に改め、同条第六項中「別記第一号様式の十八の十五」を「別記第一号様式の十八の十四」に改める。

第四条の二十一の十三第三項中「別記第一号様式の十八の十四」を「別記第一号様式の十八の十三」に改め、同条第四項中「別記第一号様式の十八の十五」を「別記第一号様式の十八の十四」に改める。

第四条の二十一の十七第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「第四条の二十一の四第八項」を「第四条の二十一の四第六項」に改め、同号を同項第二号とし、同項中第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、第七号の二を第七号とし、第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第四条の二十一の十九第一項中「口座簿利用者番号」の下に「（削減量口座簿の記録を閲覧しようとする者を識別するために知事により付された文字及び数字をいう。以下同じ。）」を加え、「別記第一号様式の十八の十六」を「別記第一号様式の十八の十

五」に改め、同条第三項中「条例第五条の二十一第六項の規定及びこの規則第四条の二十一の四第七項第三号の規定による届出において口座簿利用者番号の発行を希望する旨の記載があった場合その他知事が」を削り、「遅滞なく、別記第一号様式の十八の十七」を「別記第一号様式の十八の十六」に改め、「発行を希望する者その他」を削る。

第四条の二十一の二十第二項中「別記第一号様式の十八の十八」を「別記第一号様式の十八の十七」に改め、同条第三項中「別記第一号様式の十八の十九」を「別記第一号様式の十八の十八」に改める。

第四条の二十一の二十一第三項中「別記第一号様式の十八の二十」を「別記第一号様式の十八の十九」に改める。

第五条の五第一号中「基準排出量及び条例第五条の十三第一項第二号アに規定する知事が別に定める基準への適合」を「及び基準排出量」に改める。

第五条の六中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、条例第八条の六第三項の規定による更新の登録を受けようとする検証機関登録申請者にあつては、前項第二号から第七号までに掲げる書類のうち、その記載の内容が、既に知事に提出した第一項の検証機関登録申請書に添付したものの（第五条の九第二項の登録検証機関登録事項変更届を提出した場合にあつては、同条第三項の規定により当該届出に添付したもの）から変更がないもの（前項第四号から第五号の二までに掲げる書類にあつては、当該更新の登録を受けようとして当該検証機関登録申請書を提出する日前六月以内に作成されたものを既に知事に提出している場合に限る。）については、添付することを要しない。

第五条の九第四項中「第五条の六第四項」を「第五条の六第五項」に改める。

第五条の十七第一項中「第四条の八第二項第二号」を「第四条の八第三項第二号」に改める。

第五条の二十二第二項中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第三号」に、「一般電気事業者及び同項第八号に規定する特定規模電気事業者」を「小売電気事業者」に改める。

第十二条第二項第一号中「延べ面積の増加を伴わない特定建築物等の変更」を削り、

「を除く。」を「以外の変更」に改め、同号に次のように加える。

エ 建築物の新築の場合にあつては延べ面積が、建築物の増築の場合にあつては増築部分の延べ面積が、新たに一万平方メートルを超える変更

別表第一の二二十五の項及び二十六の項中「一般電気事業者から供給された」を削り、同表備考二を次のように改める。

二 二十五の項及び二十六の項中「電気」とは、一般送配電事業者（電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。）が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気をいう。

別記第一号様式の二中

検 証 結 果	別添のとおり
---------	--------

検 証 結 果	別添のとおり
振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先	(電話番号)

改める。

別記様式(四)第三号

「第5条の8第1項」及び「第5条の8の2第3項」

「指定した」や「指定し、指定管理口座を開設した」及び「同条第4項」

指 定 の 理 由	及び第5条の21第1項
-----------	-------------

指 定 の 理 由	
指 定 管 理 口 座 番 号	
口 座 簿 利 用 者 番 号	
陪 証 証 番 号	

別記様式(四)中「1 この決定」のトを「(指定管理口座の開設に係るものを除く。以下同じ。)」を加える。

別記様式(四)の二に「電線」として次のように加える。

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。

2 条例第5条の9第1項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があつた場合は、別紙に当該変更のあつた旨及び当該変更の内容を記載して、添えること。

別記様式(四)第三号「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の下に「(以下「条例」という。)」を加える。

届 出 事 由 の 詳 細	
---------------	--

届 出 事 由 の 詳 細	
選択する削減義務期間の終了年度(条例第5条の10第1項第2号又は第3号に該当する場合に限る。)	

- 「2 「届出事由」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 「2 「届出事由」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 3 条例第5条の9第1項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があつた場合は、

別紙に当該変更のあった旨及び当該変更の内容を記載して、添えること。」

ぬ。

別記第一号様式の十中「第5条の10第2項」や「第5条の10第3項」

別記第一号様式の十一中

「※印の欄には、記入しないこと。」

「1 ※印の欄には、記入しないこと。」

2 条例第5条の9第1項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があった場合は、別紙に当該変更のあった旨及び当該変更の内容を記載して、添えること。」

ぬ。

別記第一号様式の十三中

「2 添付書類の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A列4番とすること。」

「2 添付書類の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A列4番とすること。」

3 条例第5条の9第1項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があった場合は、別紙に当該変更のあった旨及び当該変更の内容を記載して、添えること。」

ぬ。

別記第一号様式の十五中

「※印の欄には、記入しないこと。」

「1 ※印の欄には、記入しないこと。」

2 条例第5条の9第1項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があった場合は、別紙に当該変更のあった旨及び当該変更の内容を記載して、添えること。」

ぬ。

別記第一号様式の十八の二の甲を

別記第一号様式の十八の二の乙中「第5条の21第3項」や「第5条の21第5項」

ぬ。同様式を別記第一号様式の十八の二の乙中

別記第一号様式の十八の三中「管理口座開設通知書」や「一般管理口座開設通知書」

じ

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の21第4項」  
「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の4第5項」

や「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の21第6項」  
「管理口座を」や「一般管理口座を」  
「同条第5項」  
「同条第7項」

管理	口座	座	の	種	類
----	----	---	---	---	---

指	定	地	球	策	の	名	称
温	暖	化	対	策	の	事	業
所	の	情	報	の	在	地	指
に	限	る	。	。	。	指	定
。						番	号

座	番	号
座	番	号

座	番	号
座	番	号

ぬ。

別記第一号様式の十六の四中「第5条の21第6項」や「第5条の21第8項」

別記第一号様式の十七の六の二中

「※印の欄には、記入しないこと。」

「1 ※印の欄には、記入しないこと。」

2 第4条の21の4第5項各号に掲げる事項に変更があった場合は、別紙に当該変更のあった旨及び当該変更の内容を記載して、添えること。」

ぬ。

別記第一号様式の十八の八中「管理口座廃止通知書」や「一般管理口座廃止通知書」

じ



「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の6第1項又は第3項」

「(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の21の2第1項) (都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の6第3項) 及び「管理口座を」や「一般管理口座を」並びに「同条第4項」や「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の6第4項」並びに

管理口座の種類	事業所の名称	事業所の所在地
指定に係る地球温暖化対策事業所の情報(指定管理口座に限る。)	事業所の所在地	指定番号
□ 座 番 号		

を

□ 座 番 号	
---------	--

に

改める。

別記第一号様式の十八の十及び別記第一号様式の十八の十二中

「※印の欄には、記入しないこと。」を

「1 ※印の欄には、記入しないこと。」

2 第4条の21の4第5項各号に掲げる事項に変更があった場合は、別紙に当該変更のあった旨及び当該変更の内容を記載して、添えること。

改める。

別記第一号様式の十八の十三を削り、別記第一号様式の十八の十四を別記第一号様式の十八の十三とし、別記第一号様式の十八の十五を別記第一号様式の十八の十四とし、別記第一号様式の十八の十六を別記第一号様式の十八の十五とする。

別記第一号様式の十八の十七中

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の19第2項又は第3項」を

「(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の21第2項) (都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の19第2項又は第3項) に改め、同様式を別記第一号様式の十八の十六とし、別記第一号様式の十八の十八を別記第一号様式の十八の十七とし、別記第一号様式の十八の十九を別記第一号様式の十八の十八とし、別記第一号様式の十八の二十を別記第一号様式の十八の十九とする。

別記第一号様式の十九中

「2 「検証結果」欄は、該当する番号を○で囲むこと。」を

「2 「検証結果」欄は、該当する番号を○で囲むこと。」

3 条例第5条の9第1項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があった場合は、別紙に当該変更のあった旨及び当該変更の内容を記載して、添えること。」

改める。

附 則

1 この規則は、平成二十八年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第四条の八第一項第二号及び第三号の改正規定並びに第四条の十一の改正規定は公布の日から、第四条の二十一の三の次に一条を加える改正規定、第四条の二十一の四第一項から第七項までの改正規定、同条第八項の改正規定(同項にただし書を加える部分を除く。)、第四条の二十一の五の改正規定、第四条の二十一の六の改正規定(「第五条の十第二項」を「第五条の十第三項」に改める部分を除く。)、第四条の二十一の八の改正規定、第四条の二十一の次に一条を加える改正規定、第四条の二十一の十七の改正規定、第四条の二十一の十九の改正規定、別記第一号様式の二の改正規定、別記第一号様式の三の改正規定、別記第一号様式の十八の二の甲を削る改正規定、別記第一号様式の十八の二の乙の改正規定、別記第一号様式の十八の三の改正規定、別記第一号様式の十八の四の改正規定、別記第一号様式の十八の八の改正規定及び別記第一号様式の十八の十七の改正規定(同様式を別記第一号様式の十八

の十六とする部分を除く。）は平成二十八年十月一日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

2 この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別記第一号様式の十八の六の二、別記第一号様式の十八の十及び別記第一号様式の十八の十二中「~~第4条の21の4第5項~~」とあるのは、施行日から一部施行日までの間にあつては、「~~第4条の21の4第7項~~」とする。

3 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年東京都条例第五十五号）附則第五項の規定による通知は、この規則による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）別記第一号様式の十八の三による管理口座開設通知書により行うものとする。

4 新規則第四条の二十一の五第五項の規定にかかわらず、前項の規定による通知は、当該通知に係る指定管理口座の口座管理者にも行うものとする。

5 新規則第四条の二十一の八第五項の規定は、平成二十七年から始まる削減計画期間に係る振替可能削減量等の義務充当の申請について適用し、平成二十二年度から始まる削減義務期間に係る振替可能削減量等の義務充当の申請については、なお従前の例による。

6 新規則第四条の二十一の規定は、平成二十七年から始まる削減計画期間に係る超過削減量の発行について適用し、平成二十二年度から始まる削減計画期間に係る超過削減量の発行については、なお従前の例による。

7 新規則第四条の二十一の二第二項の規定は、平成二十七年から始まる削減計画期間に係る振替可能削減量等の義務充当について適用し、平成二十二年度から始まる削減計画期間に係る振替可能削減量等の義務充当については、なお従前の例による。

8 新規則第四条の二十一の十九第一項の規定は、一部施行日前に口座簿利用者番号又は暗証番号の通知を受けていない口座名義人又は口座管理者について準用する。

東京都後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

●東京都規則第百十七号

東京都後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

東京都後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則（平成二十年東京都規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「及び平成二十六年」を「、平成二十六年及び平成二十八年」に、「及び平成二十七年」を「、平成二十七年及び平成二十九年」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

●東京都規則第百十八号

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

例施行規則の一部を改正する規則

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第二号中「利用者」の下に「（条例第百一条第三項に規定する利用者という。以下この条において同じ。）」を加え、同項第三号中「（次項において「提供単位時間数」という。）」及び「（条例第百一条第三項に規定する利用者という。以下この条において同じ。）」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第三号」を「前項第三号」に改め、「（前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員をいう。次項及び第七項において同じ。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を第三項とし、同条第五項から第七項を一項ずつ繰り上げる。

第十八条第一号中「利用定員」を「指定通所介護事業所の利用定員（条例第百二条第

四号に規定する利用定員をいう。)に改める。

第二十一条から第二十四条までを次のように改める。

第二十一条から第二十四条まで 削除

第二十五条第一項第二号中「利用者をいう。以下この条」の下に「及び次条」を加え、同項第三号中「(次項において「提供単位時間数」という。)」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第三号」を「前項第三号」に改め、「(前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員をいう。次項において同じ。)」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第二十六条第一号中「利用定員」を「基準該当通所介護事業所の利用定員(当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都規則第百十九号

東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則(平成二十四年東京都規則第百四十二号)の一部を次のように改正する。  
第七条第一項第二号中「二人」を「一人」に改める。

第二十七条第四項中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に改め、「第八条の二」の下に「第九項」を加える。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例附則ただし書の東京都規則で定める日を定める規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都規則第百二十号

東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例附則ただし書の東京都規則で定める日を定める規則

東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例(平成二十八年東京都条例第三十八号)附則ただし書の東京都規則で定める日は、平成二十八年十一月二十二日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都規則第百二十一号

東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成二十四年東京都規則第四十四号)の一部を次のように改正する。  
第十一条第一項中「指定地域密着型サービス基準省令」という。)の下に「第二

十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準省令」を加える。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第二百二十二号

東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「第八条の二第十八項」を「第八条の二第十六項」に、「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都養護老人ホーム条例施行規則を廃止する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第二百二十三号

東京都養護老人ホーム条例施行規則を廃止する規則

東京都養護老人ホーム条例施行規則（平成十二年東京都規則第二百七号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第二百二十四号

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「以下同じ。」を「」又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）で、「以下同じ。」を「」又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準省令第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を「」に改め、同条第二号中「以下同じ」を「」又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）に、「当該指定通所介護事業所」を「当該指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第三号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、「第百一条第一項」の下に「又は指定地域密着型サービス基準省令第二十二條第二項第一号」を加え、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

第十三条第一号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員」に、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。）を「指定地域密着型サービス基準省令」に改

め、「通いサービス、」の下に「条例第四百四十八条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは条例第五百五十八条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号。以下「特区省令」という。）第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを」（以下「基準該当生活介護等とみなされる通いサービス」という。）に改め、「この条において」を削り、同条第二号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員」に、「条例第九十五条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害児通所支援基準条例第五十九条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定障害児通所支援基準条例第七十九条において準用する指定障害児通所支援基準条例第五十九条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練」を「基準該当生活介護等」に改め、同条第三号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等の」に、「条例第九十五条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害児通所支援基準条例第五十九条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定障害児通所支援基準条例第七十九条において準用する指定障害児通所支援基準条例第五十九条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第四号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「いう」の下に「。以下同じ」を加える。

第十九条第一号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「条例第九十五条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害児通所支援基準条例第五十九条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定障害児通所支援基準条例第七十九条において準用する指定障害児通所支援基準条例

第五十九条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練」を「基準該当生活介護等」に改め、同条第二号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの」に改め、同条第三号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第二十七条第一号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第二号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「利用者及び」を「利用者の数及び」に改め、同条第三号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

第二十七条の次に次の一条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）  
第二十七条の二 条例第四百四十八条の二に規定する規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- 一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十八人）以下とすること。
- 二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する、通いサービスの利用者の数並びに基準該当生活介



び機能訓練室をいう。)を加え、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第二号中「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第三号中「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改める。

第十三条の二第一号中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)」を「指定地域密着型サービス基準」に改め、「通いサービス、」の下に「指定障害福祉サービス等基準条例第四十八条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第五十八条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成十五年厚生労働省令第三百二十二号。以下「特区省令」という。)」第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を「(以下「基準該当生活介護等とみなされる通いサービス」という。)」に改め、同条第二号及び第三号中「指定障害福祉サービス等基準条例第九十五条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第五十九条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは条例第七十九条において準用する条例第五十九条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練」を「基準該当生活介護等」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都障害者支援施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第二百二十六号

東京都障害者支援施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都障害者支援施設等に関する条例施行規則(平成二十二年東京都規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一東京都江東通勤寮の項、東京都豊島通勤寮の項、東京都立川通勤寮の項及び東京都町田通勤寮の項を削る。

別表第二東京都江東通勤寮の項、東京都豊島通勤寮の項、東京都立川通勤寮の項及び東京都町田通勤寮の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都立療育医療センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第二百二十七号

東京都立療育医療センター条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立療育医療センター条例施行規則(昭和六十年東京都規則第一百一十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第一条の二第七号」を「第一条の二第八号」に改める。

第二条中「第一条の二第三号」を「第一条の二第四号」に改め、同条第三号中「医療型児童発達支援をいう。以下同じ。)」の下に「、保育所等訪問支援(同条第三号に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。)」を加え、「同条第四号」を「同条第五号」に、「同条第五号」を「同条第六号」に改め、同条第四号中「第一条の二第六号」を「第一条の二第七号」に改める。

別記第三号様式及び第五号様式中

「障害児入所支援 医療型児童発達支援」を「障害児入所支援 医療型児童発達支援」に改める。  
 「障害児入所支援 医療型児童発達支援」を「障害児入所支援 医療型児童発達支援」に改める。  
 「障害児入所支援 医療型児童発達支援」を「障害児入所支援 医療型児童発達支援」に改める。  
 「障害児入所支援 医療型児童発達支援」を「障害児入所支援 医療型児童発達支援」に改める。

附則

- この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都立療育医療センター条例施行規則別記第三号様式及び第五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都立多摩療育園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第二百二十八号

東京都立多摩療育園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立多摩療育園条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第九号）の一部を次のように改正する。

- 第一条中「第一条の二第二号」を「第一条の二第三号」に改める。
- 第二条第一号中「以下同じ。」の下に「及び保育所等訪問支援（同条第二号に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）」を加える。
- 別記第一号様式及び第三号様式中

「医療型児童発達支援」を「医療型児童発達支援」に改める。  
 「保育所等訪問支援」を「保育所等訪問支援」に改める。

附則

- この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都立多摩療育園条例施行規則別記第一号様式及び第三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都立重症重度心身障害児者施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第二百二十九号

東京都立重症重度心身障害児者施設条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立重症重度心身障害児者施設条例施行規則（平成四年東京都規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

- 第二条中「同条第三項第二号」を「同条第三項第三号」に改め、同条第三号中「及び医療型児童発達支援」を「医療型児童発達支援」に改め、「医療型児童発達支援をいう。以下同じ。」の下に「及び保育所等訪問支援（同項第二号に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）」を加える。
- 別記第三号様式及び第五号様式中

「障害児入所支援 医療型児童発達支援」を「障害児入所支援 医療型児童発達支援」に改める。  
 「障害児入所支援 医療型児童発達支援」を「障害児入所支援 医療型児童発達支援」に改める。  
 「障害児入所支援 医療型児童発達支援」を「障害児入所支援 医療型児童発達支援」に改める。  
 「障害児入所支援 医療型児童発達支援」を「障害児入所支援 医療型児童発達支援」に改める。

附則

- この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都立重症重度心身障害児者施設条例施行規則別記第三号様式及び第五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第三百十号

東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条



例施行規則の一部を改正する規則

東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例施行規則(昭和六十年東京都規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中

「2 東京都立精神保健福祉センターにおいては、利用できる部門は「グイン・ケアのみ」となり、利用できる部門は「グイン・ケア及び作業訓練」となり、利用できる部門は「グイン・ケアのみ」となり。」

「2 東京都立多摩総合精神保健福祉センターにおいては、利用できる部門は「グイン・ケア及び作業訓練」となり、利用できる部門は「グイン・ケアのみ」となり。」

3 東京都立精神保健福祉センターにおいては、利用できる部門は「グイン・ケアのみ」となり。」

改める。

附則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例施行規則別記第二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都動物用医薬品及び再生医療等製品の販売業並びに動物用高度管理医療機器等の販売業又は貸与業に係る申請手続等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第三百一十一号

東京都動物用医薬品及び再生医療等製品の販売業並びに動物用高度管理医療機器等の販売業又は貸与業に係る申請手続等に関する規則の一部を改正する規則

東京都動物用医薬品及び再生医療等製品の販売業並びに動物用高度管理医療機器等の販売業又は貸与業に係る申請手続等に関する規則(平成十二年東京都規則第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第七條から第十四條までを削る。

第十五條中「動物用医薬品登録販売者試験」の下に「(動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令(平成二十七年農林水産省令第六十八号)による改正前の取締規則第一百五條の四から第一百五條の七までの規定により実施された試験をいう。)」を加え、「別記第十七号様式」を「別記第九号様式」に改め、同條を第七條とする。

第十六條中「別記第十八号様式」を「別記第十号様式」に改め、同條を第八條とする。第十七條を第九條とする。

別記第二号様式中「この許可」を「この処分」に、「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「許可の取消し」を「処分の取消し」に、「決定」を「裁決」に、「6箇月以内」を「許可の取消しの訴えを提起することができる」に、「(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができる。)」を加える。

別記第三号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「決定」を「裁決」に、「6箇月以内」を「処分の取消しの訴えを提起することができる」に、「(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができる。)」を加える。

別記第四号様式の三中「この許可」を「この処分」に、「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「許可の取消し」を「処分の取消し」に、「決定」を「裁決」に、「6箇月以内」を「許可の取消しの訴えを提起することができる」に、「(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができる。)」を加える。

別記第四号様式の四中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「決定」を「裁決」に、「6箇月以内」を「処分の取消しの訴えを提起することができる」に、「(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができる。)」を加える。

1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます。」を加える。

別記第四号様式のロ中「この許可」や「この処分」を「60日」や「3月」を「異議申立て」や「審査請求」を「6箇月」や「6月」を「許可の取消し」や「処分の取消し」を「決定」や「裁決」を「6箇月」以内に、許可の取消しの訴えを提起することができます」(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます。)」を加える。

別記第四号様式のハ中「60日」や「3月」を「異議申立て」や「審査請求」を「6箇月」や「6月」を「決定」や「裁決」を「6箇月」以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます。)」を加える。

別記第四号様式の十一中「この許可」や「この処分」を「60日」や「3月」を「異議申立て」や「審査請求」を「6箇月」や「6月」を「許可の取消し」や「処分の取消し」を「決定」や「裁決」を「6箇月」以内に、許可の取消しの訴えを提起することができます」(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます。)」を加える。

別記第四号様式の十二中「60日」や「3月」を「異議申立て」や「審査請求」を「6箇月」や「6月」を「決定」や「裁決」を「6箇月」以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます。)」を加える。

別記第九号様式から第十六号様式までを削る。  
別記第十七号様式中「第15条」を「第7条」に改め、同様式を別記第九号様式とする。

別記第十八号様式中「第16条」を「第8条」に改め、同様式を別記第十号様式とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第二号様式、第三号様式、第四号様式の三、第四号様式の四、第四号様式の七、第四号様式の八、第四号様式の十一及び第四号様式の十二の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第三百二十二号

東京都中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

東京都中央卸売市場条例施行規則（昭和四十六年東京都規則第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の二の表東京都中央卸売市場築地市場（以下「築地市場」という。）の項を削り、同表東京都中央卸売市場大田市場（以下「大田市場」という。）の項の次に次のように加える。

東京都中央卸売市場 豊洲市場（以下「豊 洲市場」という。）	三十五万四千九百五十三
-------------------------------------	-------------

第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

（条例第二条第十一項に規定する規則で定める率）

第二条の二 条例第二条第十一項に規定する規則で定める率は、百分の八とする。

第二十四条の表築地市場の項を削り、同表食肉市場の項中「四」を「五」に、「サービス提供業 一」を「サービス提供業 二」に改め、同表大田市場の項の次に次のように加える。

- 豊洲市場
- 流通補完業務 二十二
- 買荷保管業 四

運送業 十五

冷蔵庫業 三

二 物販・飲食業務 百二十六

用品販売業 三十七

関連食料品等販売業 四十五

その他販売業 五

飲食業 三十九

三 加工・サービス業 二十九

取扱物品加工業 十二

サービス提供業 十七

第六十二条に次の一項を加える。

2 条例第八十条第一項及び第三項に規定する規則で定める率は、百分の八とする。

別表第四の表中「築地市場」を「豊洲市場」に改める。

別表第五卸売業者売場使用料の項中

卸売業者売場

一月一平方メートルにつき

五百五十円

を

一 低温売場

一月一平方メートルにつき

六百九十五円

に改め、

二 一以外の売場

一月一平方メートルにつき

五百五十円

同表荷さばき場使用料の項の次に次のように加える。

低温荷さばき場使用料

一月一平方メートルにつき

六百九十五円

別表第五作業所使用料の項の次に次のように加える。

低温作業所使用料

一月一平方メートルにつき

千四百九十五円

別表第十及び別表第十一中「築地市場」を「豊洲市場」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、東京都中央卸売市場条例の一部を改正する条例（平成二十八年東京都条例第五十三号）の施行の日から施行する。ただし、第二十四条の表食肉市場の項の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成三十一年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の東京都中央卸売市場条例施行規則別表第五の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、施行日から平成三十年三月三十一日までの間にあっては同表の第三欄に掲げる字句に、平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間にあっては同表の第四欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

別表第五卸売業者売場使用料の項	六百九十五円	五百六十八円	六百三十二円
別表第五低温荷さばき場使用料の項	六百九十五円	五百六十八円	六百三十二円
別表第五低温作業所使用料の項	千四百九十五円	千三百六十八円	千四百三十二円

東京都霊園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都規則第三百三十三号

東京都霊園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都霊園条例施行規則（平成五年東京都規則第九十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「二百七十一万四千円」を「二百七十三万五千円」に、「百六十八万円」を「百七十五万六千円」に、「八十七万九千円」を「八十八万三千円」に、「十九万三千円」を「十九万五千円」に、「八十万六千円」を「八十三万八千円」に、「八十八万八千円」を「八十九万二千円」に、「二十万三千円」を「二十万五千円」に、「八十一万六千円」を「八十四万七千円」に、「二十八万一千円」を「二十八万九千円」に、「八十六万円」を「八十九万一千円」に、「百六十一万六千円」を「百六十二万三千円」に、「五十八万八千円」を「五十九万一千円」に、「百五十万八千円」を「百五十五万五千円」に、

青山霊園					谷中霊園				
第一区	第二区	第三区	第四区	第五区	第一区	第二区	第三区	第四区	第五区
一箇所につき (三休まで)									
九十八万三千円	九十一万五千円	八十六万六千円	七十五万八千円	五十五万九千円	四十五万七千円	四十六万五千円	四十七万二千円	四十四万二千円	五十四万二千円

青山霊園					谷中霊園				
第一区	第二区	第三区	第四区	第五区	第一区	第二区	第三区	第四区	第五区
一箇所につき (三休まで)									
九十六万五千円	九十万四千円	八十四万円	七十三万八千円	五十四万六千円	四十四万円	四十四万八千円	四十六万四千円	四十四万二千円	五十四万二千円

を に

第五区

六十六万二千円

改め、「八万三千円」を「七万九千円」に、「四万八千円」を「四万六千円」に、

「十二万九千円」を「十二万六千円」に、「五万二千円」を「五万一千円」に、

「七万九千円」を「七万円」に、「九万三千円」を「八万八千円」に、「六

万円」を「五万七千円」に、「十三万一千円」を「十二万三千円」に、「四万

三千円」を「四万一千円」に、「十八万四千円」を「十八万三千円」に、「四十三万一

千円」を「四十万五千円」に、「三十四万五千円」を「三十二万四千円」に、「二十五

万八千円」を「二十四万三千円」に、「十三万二千円」を「十三万三千円」に、「二千

百円」を「二千円」に、「七千三百円」を「七千円」に改める。

別表第二中「八百十円」を「八百三十円」に、「二千九百四十円」を「二千七百二十

円」に、「五千三百五十円」を「五千三十円」に、「四千二百八十円」を「四千二十

円」に、「三千二百十円」を「三十十円」に改める。

別表第三中「四百二十二円」を「四百三十円」に、「千九百九十七円」を「二千八

十五円」に、「八百三十五円」を「八百円」に、「七百元」を「七百十七円」に、「七百

二十二円」を「七百五十円」に、「四百三十円」を「四百四十円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都葬儀所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第三百三十四号

東京都葬儀所条例施行規則の一部を改正する規則

東京都葬儀所条例施行規則(昭和二十一年東京都規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「五万八千三百円」を「六万八千三百円」に、「七万一千二百八十円」を「七万二千九百六十円」に、「三万三千七百円」を「三万五千二百円」に、「四万一千三百四十円」を「四万二千二百四十円」に、「二万七千七百円」を「一万八千八百円」に、「二万二千九十円」を「二万二千五百六十円」に、「二万四千九百円」を「二万六千五百円」に、「三万六千五百円」を「三万一千三百二十円」に、「一万四千五百円」を「一万五千二百円」に、「一万七千八百二十円」を「一万八千二百四十円」に、「四千八百六十円」を「七千二百九十円」に、「九千三百十円」を「九千八百八十円」に、「一万四百円」を「一万六千五百円」に、「一万二千四百八十円」を「一万二千七百二十円」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都海上公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都規則第三百三十五号

東京都海上公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一 一の部東京都立昭島北緑道公園の項を削り、同部中

東京都立シンボルプロムナード公園	一平方メートル一月	千五百十二円
東京都立シンボルプロムナード公園	一平方メートル一月	千五百十二円
東京都立有明北緑道公園	一平方メートル一月	八百五十五円

改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都規則第三百三十六号

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和四十二年東京都規則第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条 削除

別記様式第二十一号及び様式第二十二号を次のように改める。

別記様式第二十一号及び様式第二十二号 削除

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規 則 (教)

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十七号

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

別表第一7の部(1)の項中「中学校」の下に「（義務教育学校の後期課程を含む。次項

において同じ。)を加え、同表8の項中「第四十五号」の下に「。以下「勤務時間条例」という。」を加え、同表13の部(1)の項中「、中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、同部(3)の項中「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する」を「勤務時間」に、「四千二百円」を「五千二百円」に改め、同部(4)の項中「週休日等」の下に「又は勤務時間条例第五条及び第六条第一項に規定する週休日並びに同条第二項及び第三項の規定により週休日となった日において同条第二項若しくは第三項の規定により勤務時間が割り振られた日」を加え、「三千二百円」を「四千元」に改め、同部摘要の欄中「別表第二による。」の下に「ただし、(4)については、一会計年度において、勤務時間条例第五条第一項前段に規定する週休日及び同条第十二条に規定する休日(同条第十三条第一項前段の規定により週休日となった日を除く。)を合算した日数を限度とする。」を加える。

別表第二(4)の項を次のように改める。

(4) 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務	四時間以上	勤務時間条例第五条及び第六条第一項に規定する週休日並びに同条第二項及び第三項の規定により週休日となった日において同条第二項又は第三項の規定により勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間以外に四時間以上
---------------------------------------------------------------------	-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前にこの規則による改正前の学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十八号

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成九年東京都教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 (公)

喫煙的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

●東京都公安委員会規則第6号

喫煙的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

喫煙的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例施行規則(平成18年5月2日東京都公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項第2号イ中「第43条第1項」を「第44条第1項」に改め、同号ウ中「第54条第1項」を「第55条第1項」に改める。

別表第1港区の項中「愛宕一丁目」を「麻布十番一丁目、同二丁目、愛宕一丁目」に、「西新橋一丁目」を「西麻布一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、西新橋一丁目」に改める。

別表第2数値の項中「日出時から午前8時までの間」を「午前6時後午前8時前の時間」に、「午前8時から日没時までの間」を「午前8時から午後6時前の時間」に、「日没時から翌日の午前0時までの間」を「午後6時から翌日の午前0時までの時間」に、「午前0時から日出時までの間」を「午前0時から午前6時までの時間」に改める。

附 則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 七〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001